

# 労働抑制をする要因：年収の壁 ～女性の活躍と少子化問題～



一橋大学  
HITOTSUBASHI UNIVERSITY

2023年10月6日(金)

一橋大学大学院 経済学研究科 教授  
横山泉

## 職歴・学歴

### ■ 職歴

- 2023年4月～一橋大学経済学研究科教授
- 2018年4月～一橋大学経済学研究科准教授
- 2013年4月～一橋大学経済学研究科専任講師



HITOTSUBASHI  
UNIVERSITY

### ■ 学歴

- 2013年 ミシガン大学経済学部Ph.D.プログラム修了  
(Ph.D. in Economics 取得)
- 2007年 ミシガン大学経済学部Ph.D.プログラム入学
- 2006年 一橋大学大学院経済学研究科修士課程修了(経済学  
修士取得)
- 2005年 一橋大学大学院経済学研究科修士課程  
(5年一貫プログラム)進学
- 2005年 一橋大学経済学部卒業(経済学士取得)
- 2001年 一橋大学経済学部入学



HITOTSUBASHI  
UNIVERSITY

# 年収の壁のイメージ

**150万円**

- ・ 配偶者の満額控除適用がなくなり段階的に縮小

**130万円**

- ・ 中小企業で働く場合にも社会保険料の負担

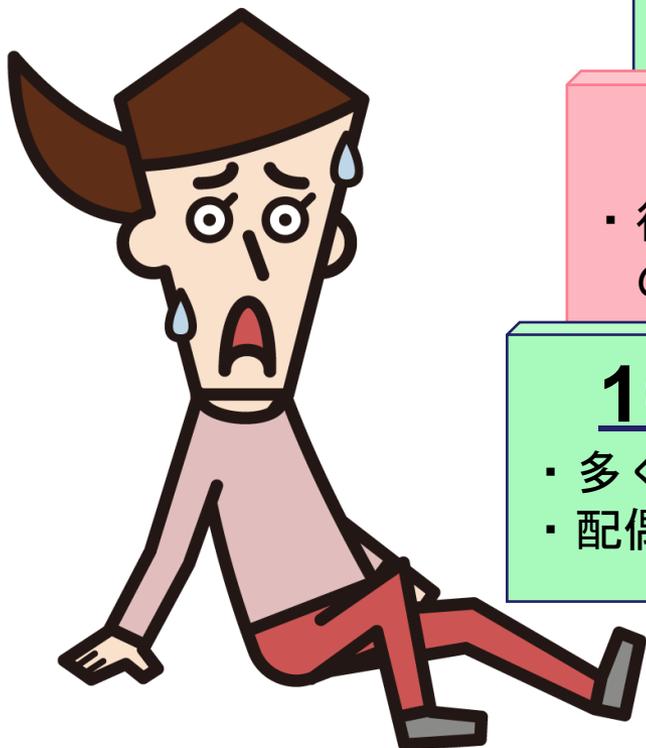
**106万円**

- ・ 従業員101人以上の企業で働く場合に社会保険料の負担が生じる

**103万円**

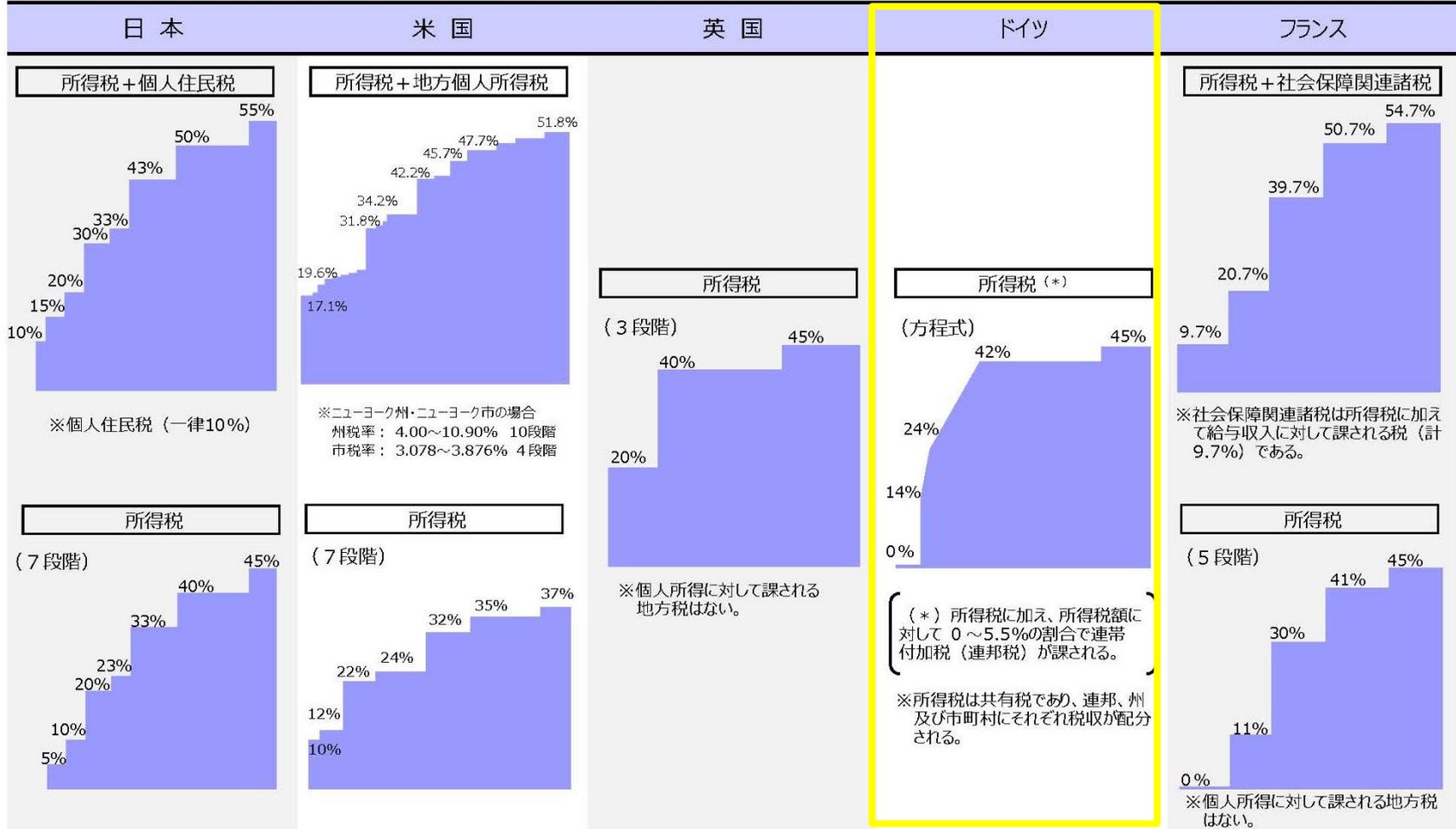
- ・ 多くの企業で配偶者手当がなくなる
- ・ 配偶者本人に所得税の負担が生じる

配偶者の年収



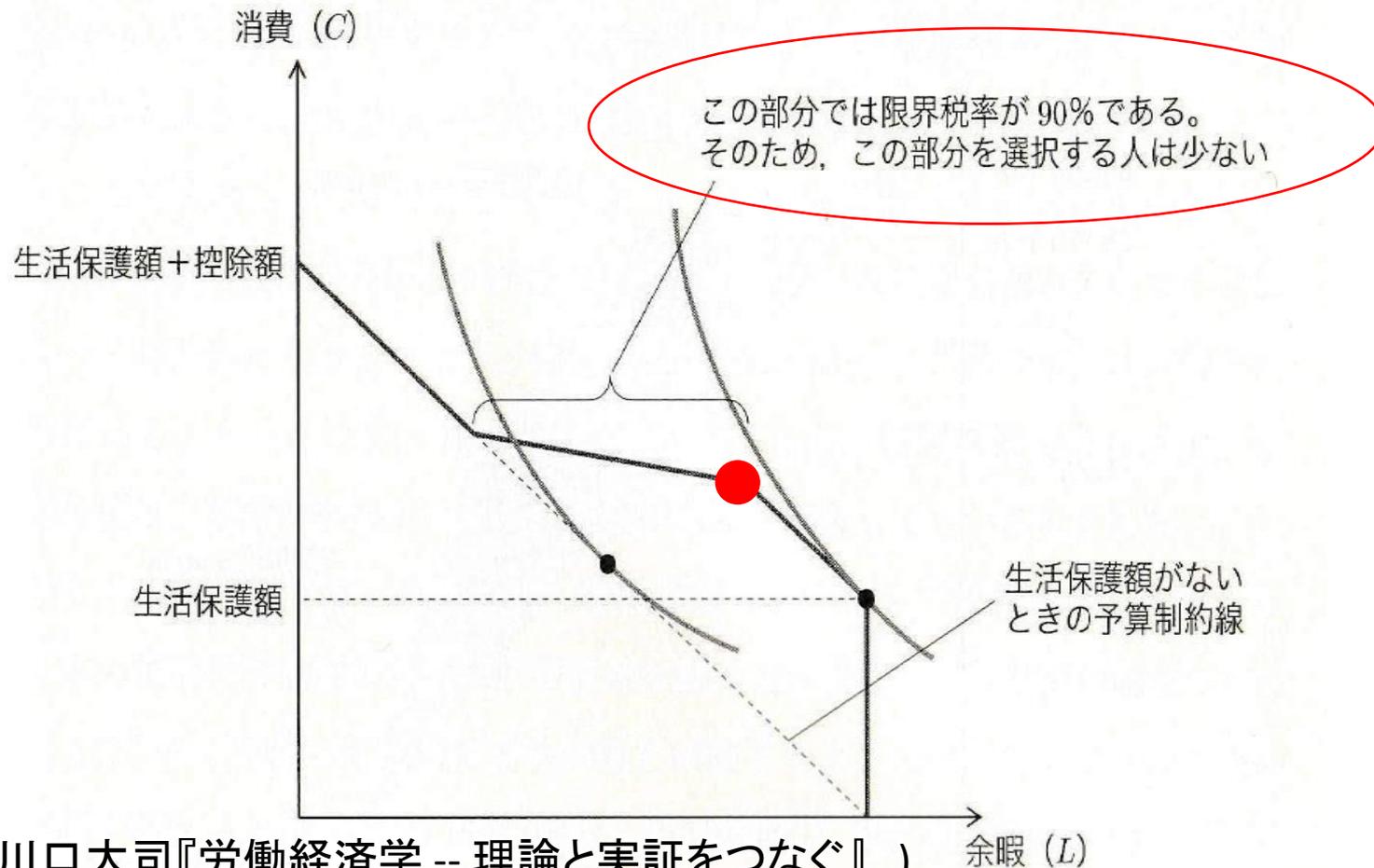
# 制度による労働抑制をなくすには、顕著な屈曲点や手取りの逆転現象は避けられるべき。

(2022年1月現在)



# 日本の生活保護

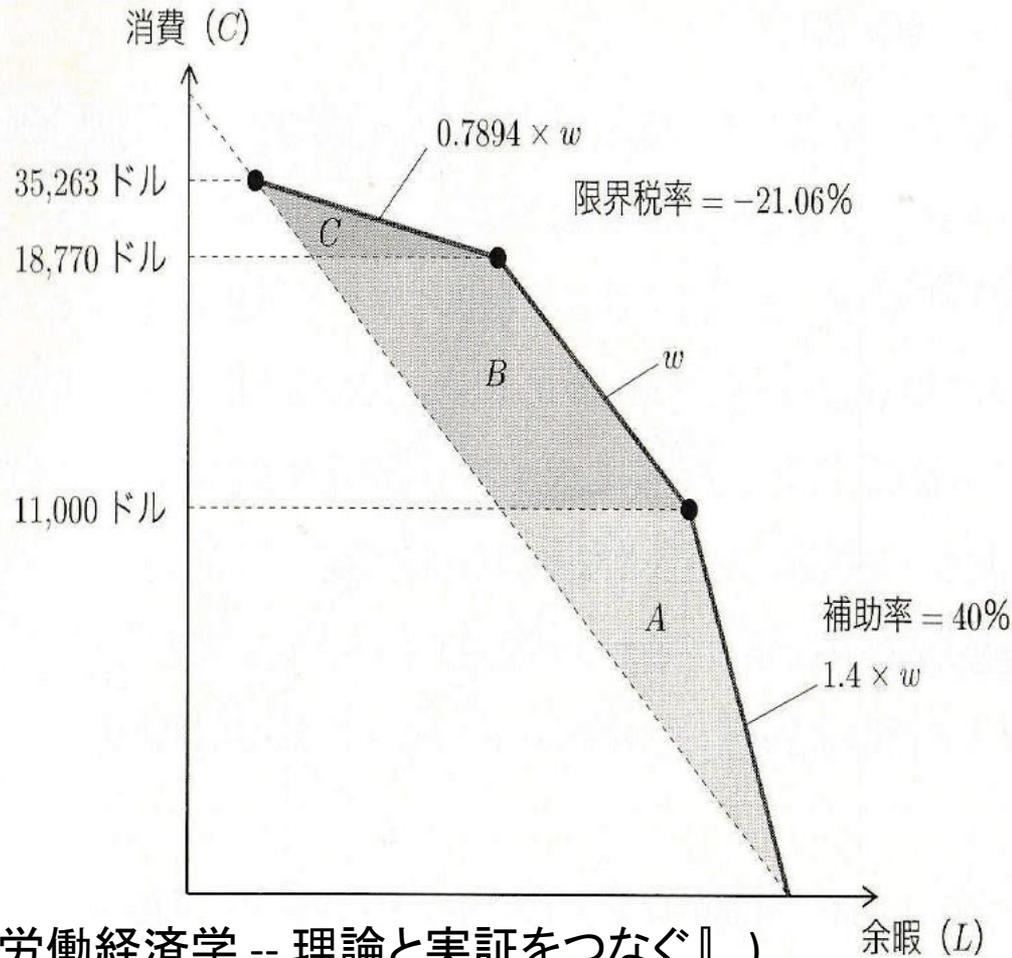
図 3.1 生活保護制度のもとでの予算制約



(出所: 川口大司『労働経済学 -- 理論と実証をつなぐ』)

# アメリカのEITC (Earned Income Tax Credit)

図 3.2 給付付き税額控除制度のもとでの予算制約



(出所: 川口大司『労働経済学 -- 理論と実証をつなぐ』) 余暇 ( $L$ )

## 補助金減額の仕方の違い

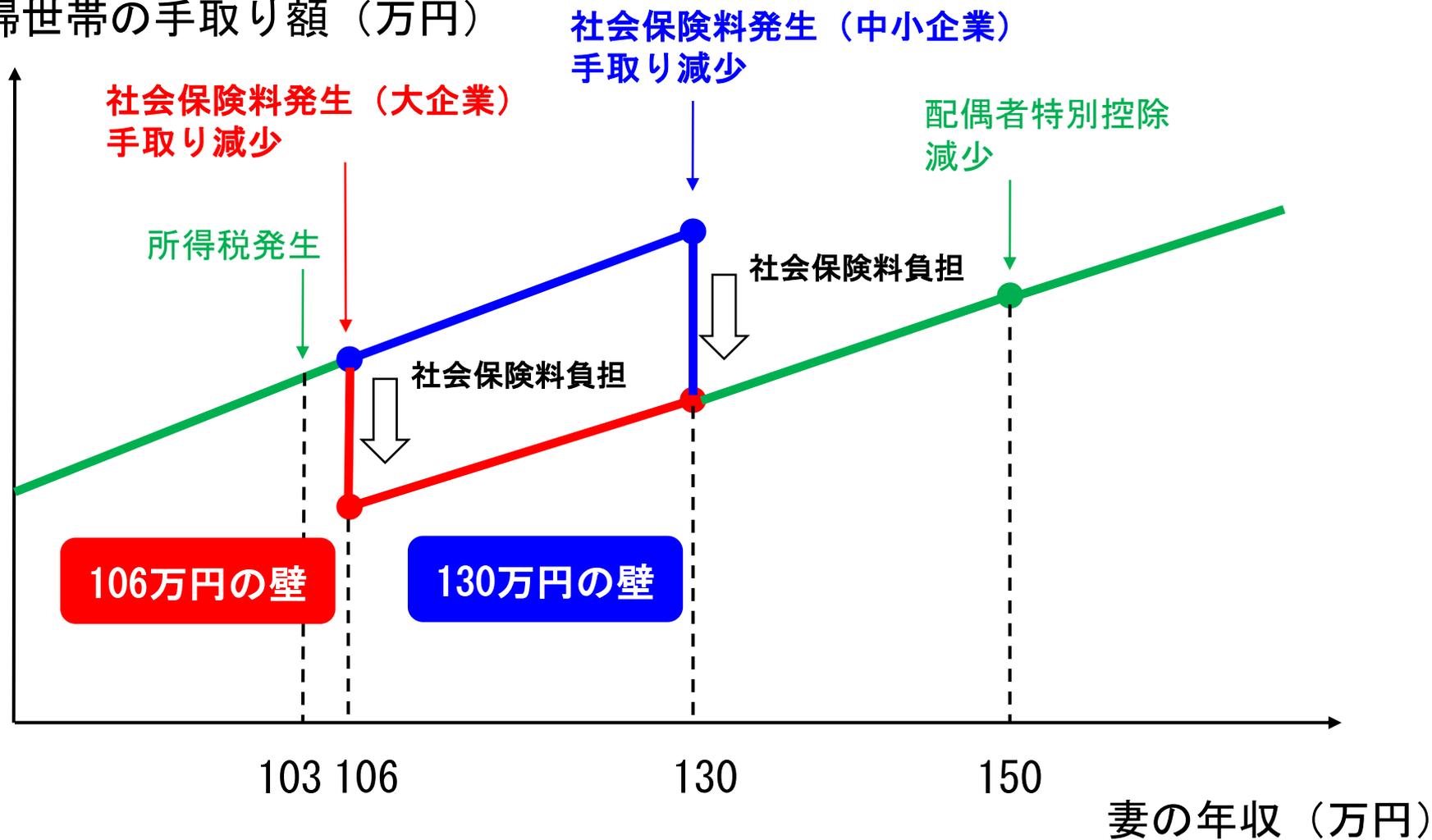
- 貧困対策である以上,ある程度の所得を得ている人には補助金額を減らしていかざるをえない。
- しかし、ある所得以上において、所得増加を補助金減額がほぼ打ち消してしまうような極端な屈曲点を作ってしまうと、日本の生活保護制度のように、その所得以上で働く労働意欲を削いでしまう。
- アメリカの制度ではある年収を超えた時点で補助金額を減額する仕組みにはなっているが、その減らし方が比較的緩やかである。
- このように緩やかに補助金額を減額していくこと、かなり低い所得において極端な屈曲点を作ってしまわないことが、就労意欲や、ある程度まとまった時間働く意欲を削いでしまわないためには、重要なポイントである。

(参考:川口大司『労働経済学 -- 理論と実証をつなぐ』)

# なぜ年収の閾値が問題なのか？

- 制度上の手取りの大きさを図示した場合、ある年収で、屈曲点や手取りの下落などがあると、本来そのような、制度上の人工的な「でこぼこ」がなかった時に、個人が自由に選ぶ労働時間と実際に選ばれる労働時間が乖離してきてしまう。  
⇒つまり、個人の最適決定が制度によって歪められてしまう。(潜在的に得られた満足度よりも低い満足度しか得られなくなってしまう。)
- ⇒では、どのように労働抑制は起こるのか？

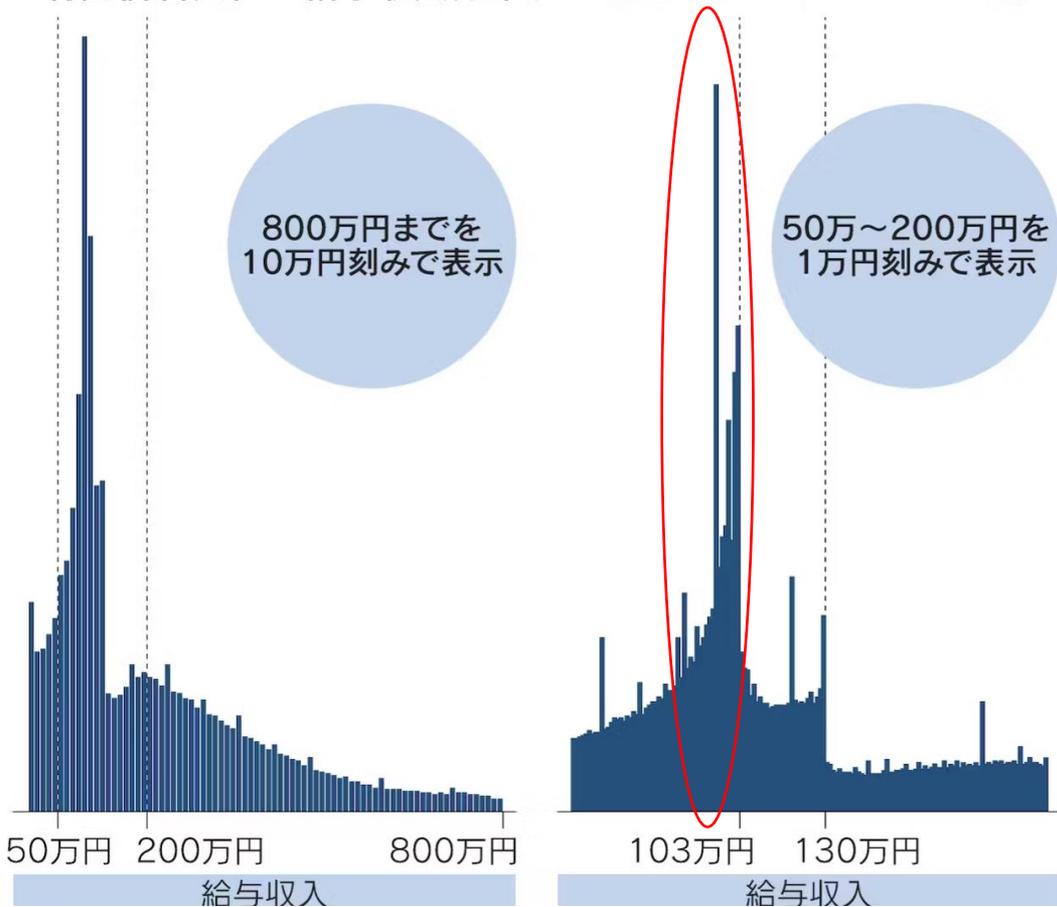
夫婦世帯の手取り額（万円）



⇒まずは、130万円の年収の壁による労働抑制の状況を確認してみる。

# 130万円の年収の壁の影響

有配偶者女性の給与収入分布(正の給与収入のある25~60歳)



## ・制度の誤解

実際は103万円付近で本人にかかる住民税と所得税の負担は小さく、130万円を超えた場合にかかる社会保険料負担に比べるとかなり小さい。それにも関わらず、103万円の壁が130万円の壁よりも際立つ。

## ・配偶者手当

配偶者手当の配偶者の所得制限が103万円に設定されている企業が多い。

## ・100万円あたりへの集中

住民税(住民税所得割がかかり始めるのは年収100万円)、新たな106万円の壁の存在、所得税発生ポイントが103万円と100万円周りに集中していることも原因では。

出所:2023年9月15日 日本経済新聞朝刊 近藤絢子  
「103万円の壁」過剰に意識「年収の壁」問題の視点」

## 社会保険の適用拡大のイメージ



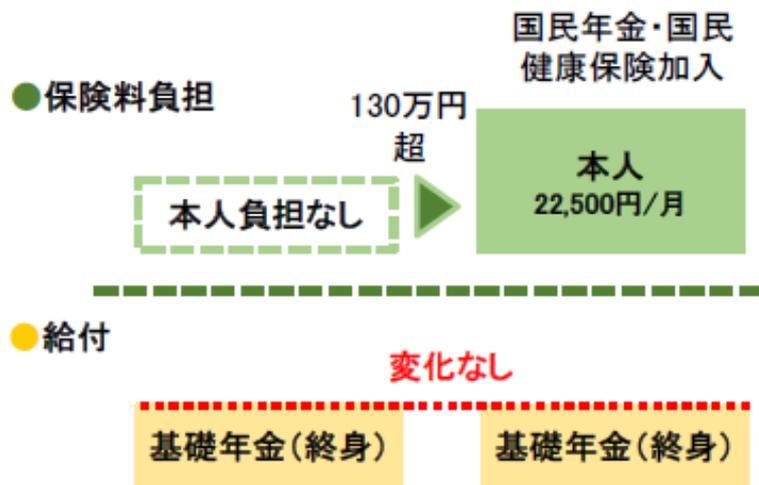
(出所)働き方を見直すきっかけにして欲しい！ ～被用者保険(厚生年金・健康保険)の適用拡大 | 節約ライフプラン

## 被扶養者認定基準（年収130万円の壁）と被用者保険の適用拡大

- 被用者保険の適用拡大により、被扶養配偶者である短時間労働者が被用者保険加入となった場合、保険料負担が新たに生じるものの、給付も充実するため、年収130万円の被扶養者認定基準を意識せず働くことができるようになる。

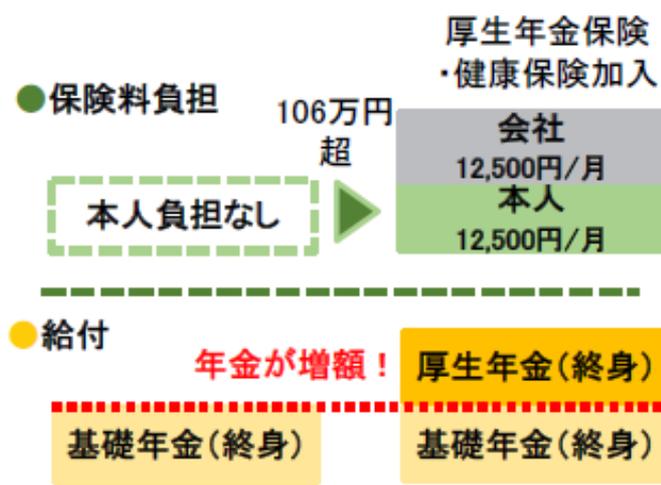
適用拡大前

適用拡大後



※金額は、年収130万円の例。

- 年収130万円の被扶養者認定基準を超えて働くと、配偶者の扶養から外れて、国民年金・国民健康保険加入となり、保険料負担が生じる。
- 一方で、年金給付（基礎年金のみ）や、医療保険の給付は、変わらない。
- ⇒ いわゆる「130万円の壁」として、就業調整する方もおられる。

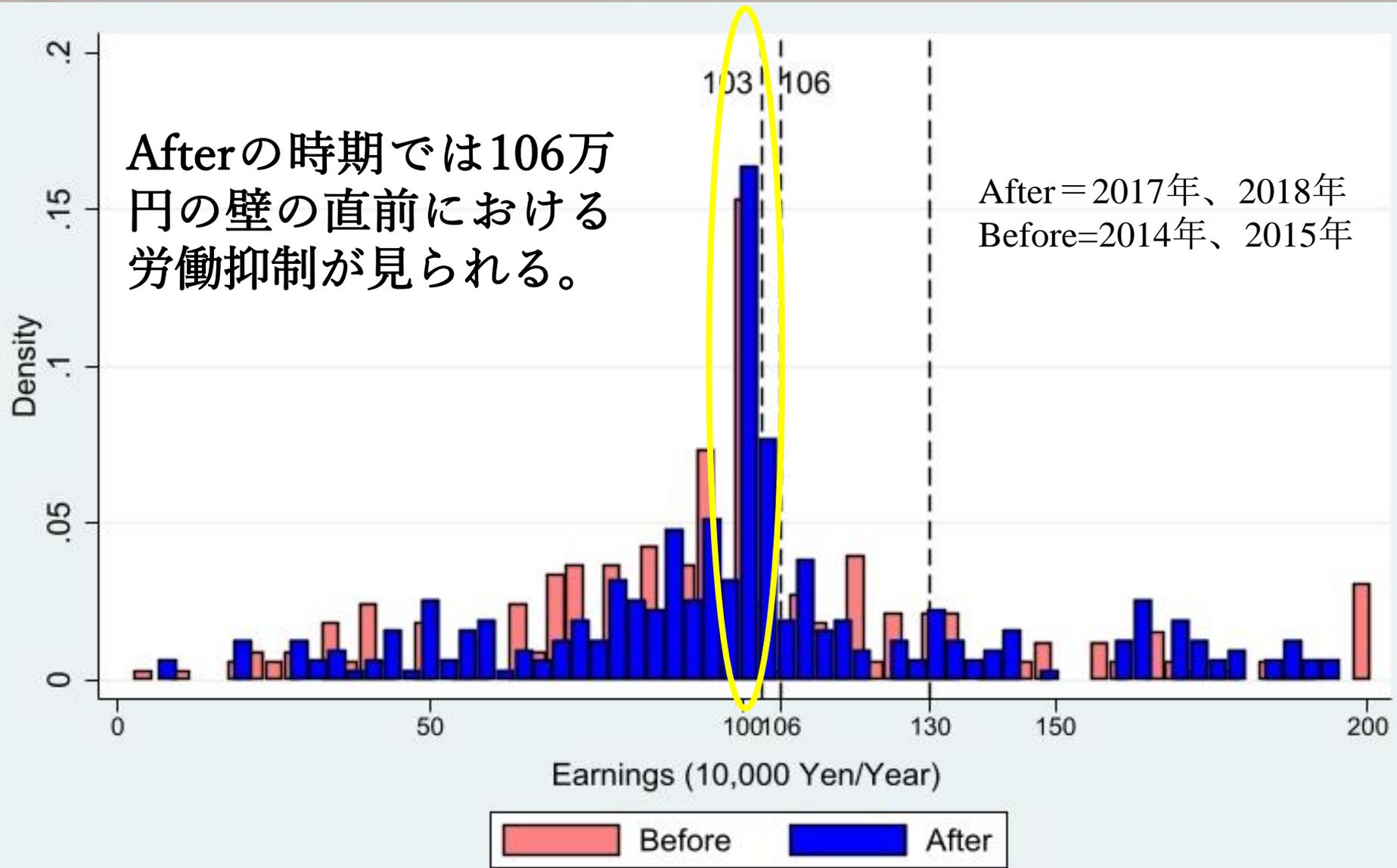


※金額は、年収106(月8.8)万円の例。

- 短時間労働者への適用拡大により、所定内賃金が月8.8万円(年収106万円)・所定労働時間が週20時間以上で働くと、配偶者の扶養ではなく、厚生年金・健康保険加入となり、保険料負担が生じるが、事業主が半分を負担。
- 負担が増える分、給付も増えて、メリットがある。
- ⇒ 被扶養者認定基準を意識せずに働けるようになる。

# 106万円の壁の効果分析

- ・ Data: 慶應義塾家計パネル調査 (KHPS)
- ・ 2016年10月から500人超えの規模の企業で適用
  - After=2017年、2018年
  - Before=2014年、2015年
- ・ Sample: 500人超えの規模の企業に勤める既婚女性
- ・ **Research Question**: 106万円は新たな年収の壁となって労働抑制は起こったのか？



Afterの時期では106万  
 円の壁の直前における  
 労働抑制が見られる。

注：筆者が慶応家計パネルデータから計算。

Sample: : 500人超えの規模の企業に勤める既婚女性

# 年収の壁に対する提言

- ・ 税制や社会制度において、顕著な年収の閾値を作ってしまうと、労働抑制を行う人が出てきてしまうため、閾値を「目立たなくする」制度設計が必要。
- ・ 日本の場合、100万円あたりにおける閾値の集中が、過度な税の顕著性を引き起こしている。
  - ⇒ ほぼ同じ水準に閾値が集中することを避けるなど、税の顕著性を下げる努力が必要。
- ・ 誤解により、労働抑制をしている人も少なくない。
  - ⇒ 税制の単純化（例：地方税も込で算出するなど）、税制に関する誤解をなくす必要性
- ・ これらの要因が女性の労働市場の積極的参加を阻む要因になっているため、まずは、これらの点の修正が必要。

# 少子化との関係性(1)

Point1

経済成長実現と少子化対策を「車の両輪」に

経済成長の  
実現

持続的で構造的な賃上げと  
人への投資・民間投資

少子化  
対策

経済的支援の充実



若者・子育て世代の  
所得を伸ばす

出所：こども家庭庁 こども未来戦略方針（リーフレット）

今回の政策で子供を産みたくても金銭的に産むことが困難である人の間で子供を産むインセンティブを上げることに成功するかもしれないが、キャリアでしかインセンティブ付けが出来ないような、若いキャリアウーマンや、すでに第一線で活躍している女性が子供を産むインセンティブを持つには？

## 少子化との関係性(2)

- ・ 現代のキャリア志向の女性の比率は無視できないものであり、この社会的傾向を見ると、その比率は今後もかなり増加していくことが予測される。  
⇒キャリア志向の女性の支援策にも力をいれるべき。
- ・ 例えば、子供を産みながら管理職にもなれるような環境が整備されている企業に補助金を出したり、そのような企業を表彰したりすることで、要職に就きながら子供を持つ人は間接的に企業に貢献することができるため、彼らのキャリアアップにもつながる。企業を通しての間接的な方法であれば、子供がいない人や産めない人にも差別にならないような対応を細心の注意を払いながら行うことは可能。
- ・ このように、現在奨励されているような女性の活躍と、少子化対策が対立しないような社会を目指すべき。



ご清聴ありがとうございました！